

福島県地域防災計画

(事故対策編)

新旧対照表

令和5年3月

現行

修正後

<p>第2章 海上災害対策計画 (略)</p> <p>第2節 海上災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2 活動体制の確立 (略)</p> <p>2 県の活動体制 (略)</p> <p>(2) 災害対策本部</p> <p>ア 災害対策本部の設置</p> <p>県は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「一般災害対策編第3章第1節 応急活動体制」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>災害対策本部の組織編成（部、班編成）については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に変更することができる。</p> <p>また、災害対策本部の事務分掌については、災害の態様、状況に応じて、事務分掌にかかわらず、本部長の命ずるところにより、他部・他班の行う事項について応援するものとする。</p>	<p>第2章 海上災害対策計画 (略)</p> <p>第2節 海上災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2 活動体制の確立 (略)</p> <p>2 県の活動体制 (略)</p> <p>(2) 災害対策本部</p> <p>ア 災害対策本部の設置</p> <p>県は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「一般災害対策編第3章第1節 応急活動体制」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>災害対策本部の組織編成（部、班編成）については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に変更することができる。</p> <p>また、災害対策本部の事務分掌については、災害の態様、状況に応じて、事務分掌にかかわらず、本部長の命ずるところにより、他部・他班の行う事項について応援するものとする。</p> <p><u>なお、災害対策本部事務局については、「一般災害対策編</u></p>	<p>事故対策編に記載の災害対策計画については、林野火災対策計画を除き、総括班長を危機管理課長とし、情報班長を災害対策課長とすることから追記。</p>
---	--	---

現行

修正後

(略)

(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

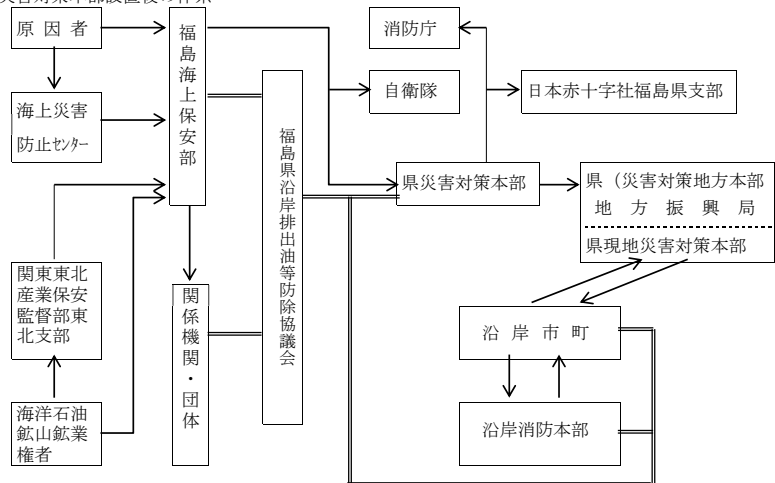
このことについては、「一般災害対策編第3章第1節 応急活動体制」を参照するもの。

(略)

海上災害情報伝達系統

別図1

II 災害対策本部設置後の体系



※ 〃は、福島県沿岸排出油等防除協議会の構成機関・団体の伝達系統

第3章第1節 応急活動体制」に基づき設置するが、必要となる応急対策活動に即応するために、総括班長を危機管理課長、情報班長を災害対策課長に変更するものとする。ただし、「第8章 林野火災対策計画」は除く。

(略)

(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

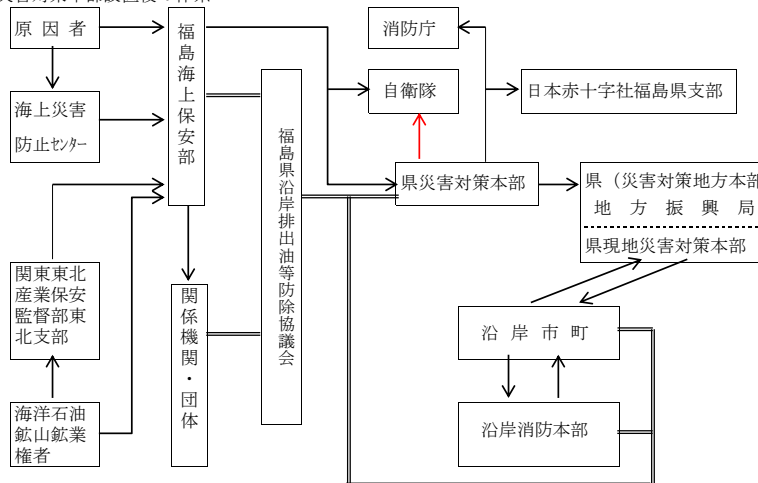
このことについては、「一般災害対策編第3章第1節 応急活動体制」を参照するものとする。

(略)

海上災害情報伝達系統

別図1

II 災害対策本部設置後の体系

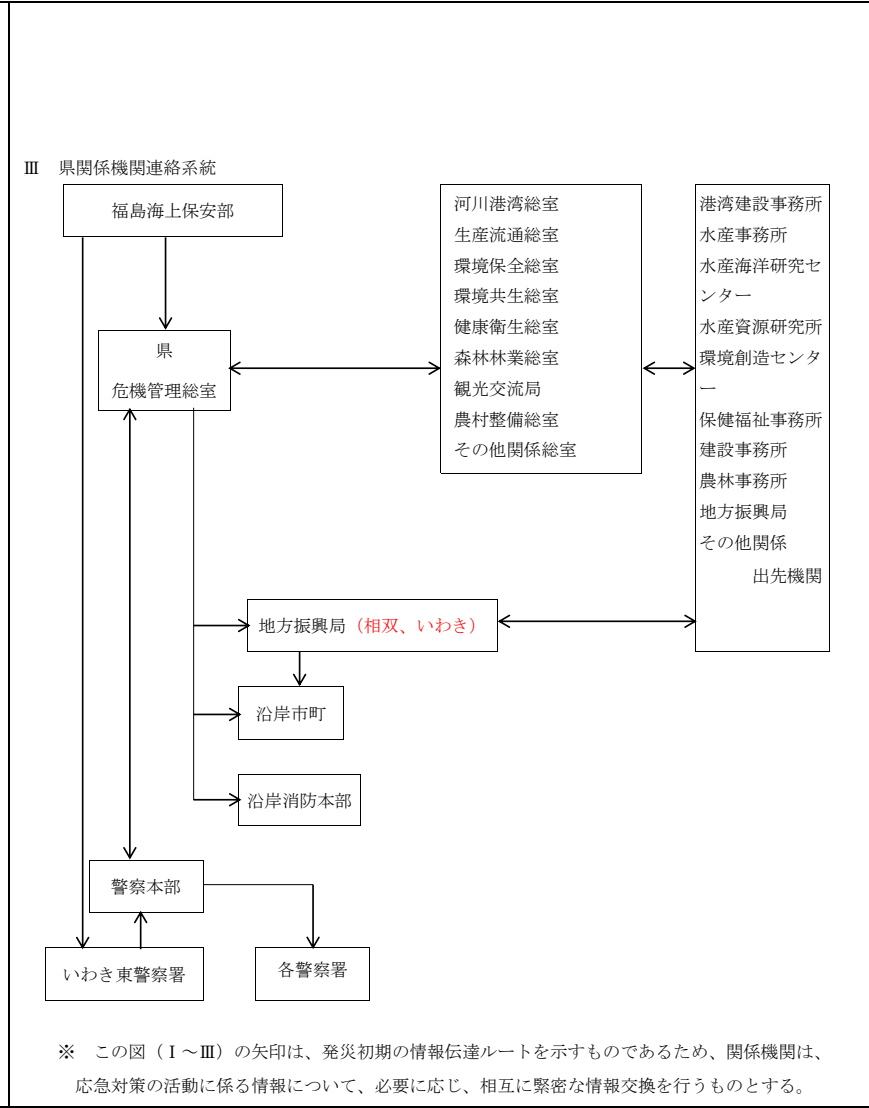
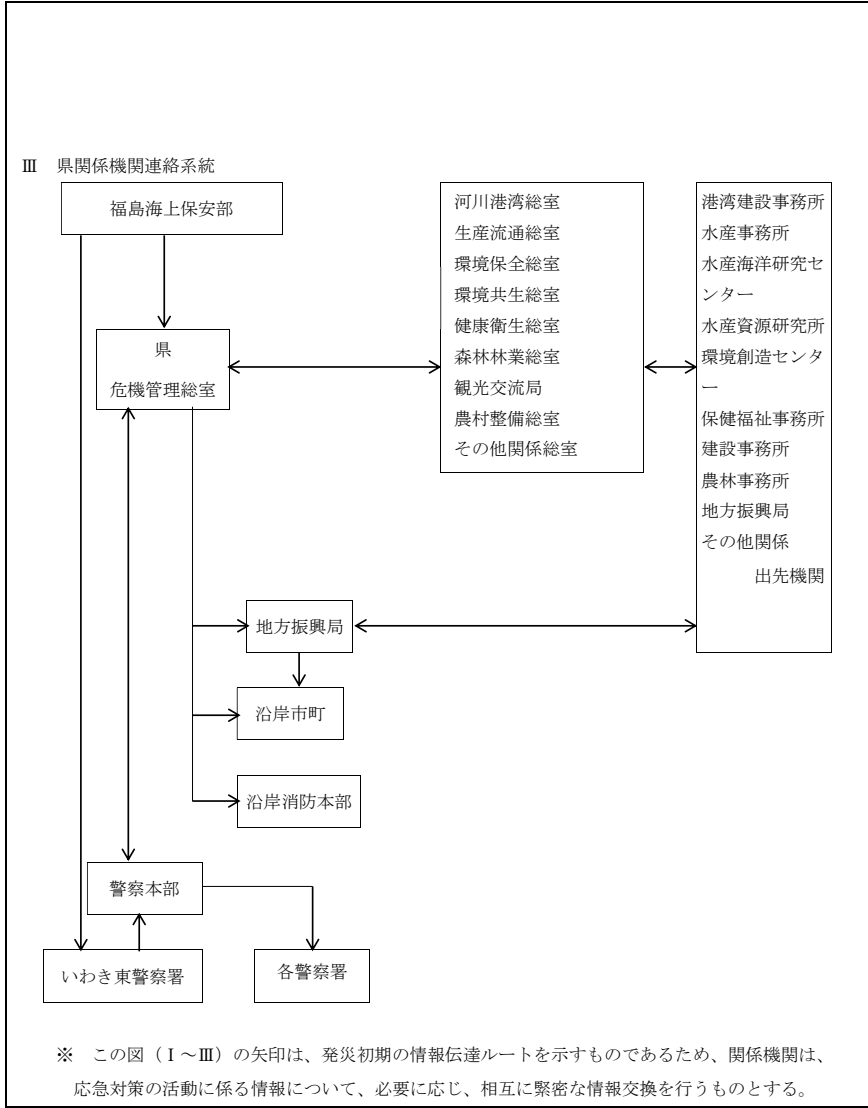


※ 〃は、福島県沿岸排出油等防除協議会の構成機関・団体の伝達系統

記載内容の適正化のため修正

記載内容の適正化のため修正

・県災害対策本部→自衛隊を追加



記載内容の適
正化のため修
正
・「地方振興
局」に「(相
双、いわき)」
を追加

現行

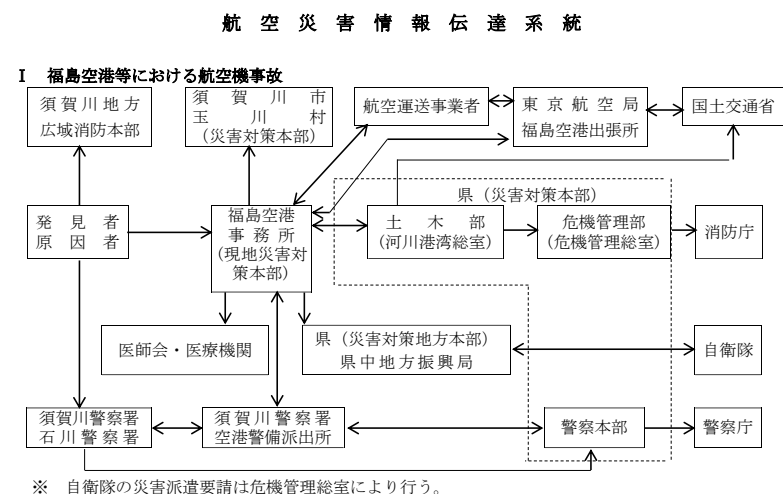
修正後

第3章 航空災害対策計画

(略)

航空災害情報伝達系統

別図1



(略)

第6章 危険物等災害対策計画

(略)

第2節 危険物等災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

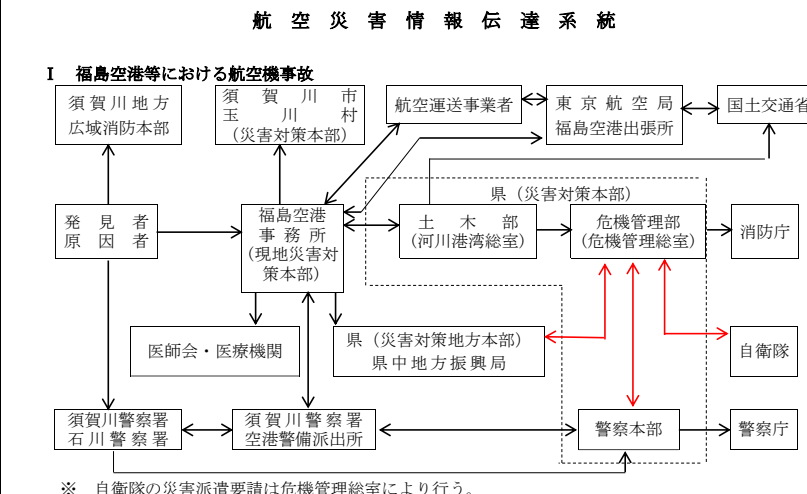
(略)

第3章 航空災害対策計画

(略)

航空災害情報伝達系統

別図1



(略)

第6章 危険物等災害対策計画

(略)

第2節 危険物等災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

記載内容の適
正化のため修
正

- ・ 地方本部 ↔ 自衛隊を削除
- ・ 危機管理部 ↔ 地方本部を追加
- ・ 危機管理部 ↔ 警察本部を追加
- ・ 危機管理部 ↔ 自衛隊を追加

現行	修正後	修正理由
<p>3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村及び消防本部から県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム－2 火災、危険物に係る事故・救助事故」及び「同集 報告システム－4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村及び消防本部から県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム－2 火災、危険物に係る事故、<u>救急</u>・救助事故」及び「同集 報告システム－4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>記載内容の適正化のため修正</p>